

# 上下水道室からお知らせ

【問い合わせ先】建設課上下水道室 ☎66-4807

## ■令和2年7月請求分から水道料金を改定します

南部町の水道事業は、地域間で異なっていた水道料金を統一するため、平成24年度より料金改定を進めてきました。平成29年度には、一般用の水道料金を料金水準の低い会見地区の料金に統一をしました。令和2年7月納付分からの水道料金が改定となりましたので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

水道事業は、人口減少に伴い料金収入が減少していますので、老朽施設を更新するための財源も不足し、事業経営も厳しい状況となっています。

水道管は使用を開始して40年を経過すると老朽管に区分されます。南部町の水道管の延長は176.9kmで、このうち平成30年度末で40年を経過した老朽管は44.1kmあり全管路の24.9%を占めています。老朽管による漏水件数も年々増えてきており、令和元年度は50件の修繕を行い、1,600万円の費用が掛かっています。

このまま水道施設の更新を先送りすると度重なる断水が生じ安定的な給水が困難となっていきます。

このため、古い水道管のうち、近年の破損状況や漏水件数などから更新計画をたて、令和元年度より水道管の布設替工事を行っています。(円山地区の老朽管更新を実施中)

将来世代に健全な水道事業を引き継ぐためには、古くなった水道管等の施設更新と、そのための料金改定が必要となります。今回の料金改定後も適正な水道料金の検討を行いながら、健全な水道事業を継続していきますので皆さまのご理解をお願いします。



### 料金改定(目安) ※1カ月分

(一般用)

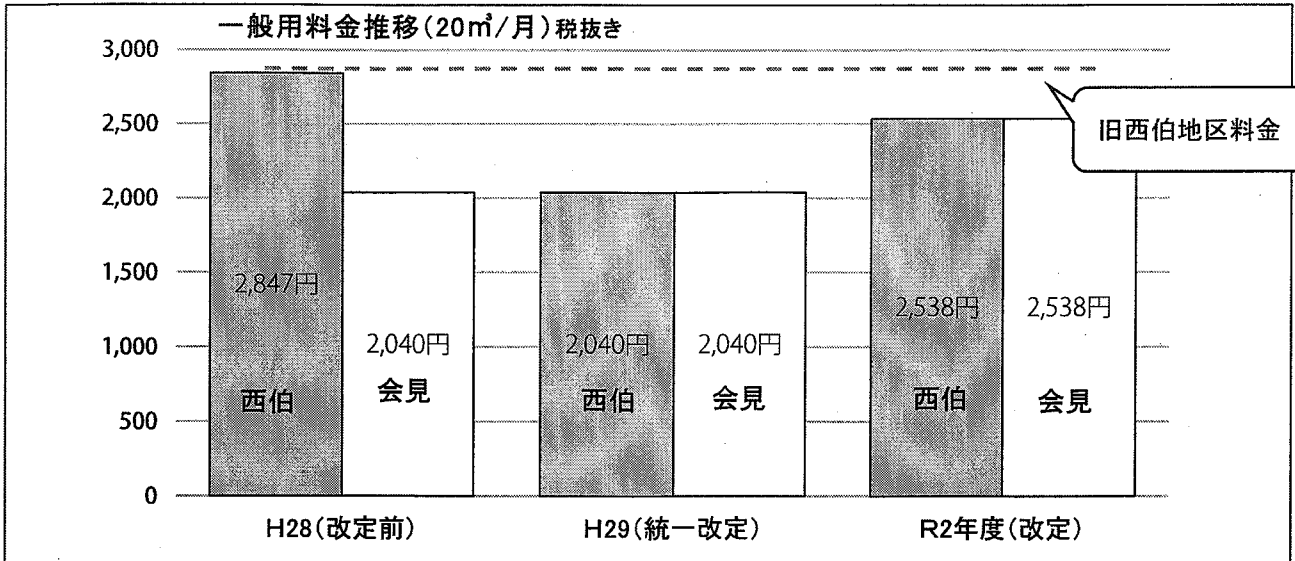
消費税別途

1ヶ月の使用水量		10m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup>	30m <sup>3</sup>	40m <sup>3</sup>	50m <sup>3</sup>
水道メーター 口径13mm	旧料金	1,190円	2,040円	2,890円	3,740円	4,590円
	新料金	1,368円	2,538円	3,758円	5,028円	6,298円
水道メーター 口径20mm	旧料金	1,340円	2,190円	3,040円	3,890円	4,740円
	新料金	1,468円	2,638円	3,858円	5,128円	6,398円

(公共・営業用)

消費税別途

1ヶ月の使用水量		25m <sup>3</sup>	50m <sup>3</sup>	150m <sup>3</sup>	250m <sup>3</sup>	500m <sup>3</sup>
水道メーター 口径25mm以上	旧料金会見地区	8,800円	8,800円	23,550円	39,800円	81,050円
	旧料金西伯地区	8,800円	8,800円	29,050円	50,800円	105,800円
	新料金	8,800円	8,800円	29,050円	50,800円	105,800円



※南部町ホームページにも掲載しています。



## ■水道料金（基本料金） の免除について

新型コロナウイルス感染症の影響による生活支援として、水道料金の基本料金について全額を免除します。

- 【対象者】 一般用水道メーターの使用者  
(13mm・20mm)
- 【内容】 7月請求分(5月、6月使用分)  
9月請求分(7月、8月使用分)
- 【手続き】 不要です。

※水道メーター検針のお知らせでは基本料金を免除する前の金額が表示されていますが、実際の請求は基本料金を差し引いた金額となります。

※使用水量が基本水量(12m<sup>3</sup>/2ヶ月)以下であれば基本料金が免除されるため納付書は発送されません。

使用水量・水道料金等のお知らせ

××× ×××

【減免対象】  
13mm、20mm

お客様番号	×××	口径	×××
メーター番号	×××	用途	×××
検針員			

今回指針	×× m <sup>3</sup>
前回指針(-)	×× m <sup>3</sup>
旧メーター使用量(+)	×× m <sup>3</sup>
使用水量	×× m <sup>3</sup>
水道料金	×× 円

基本料金減免前の金額が表示されます。  
実際の請求では、基本料金を差し引き請求します。

南部町役場 上下水道担当  
鳥取県西伯郡南部町法勝寺377-1  
電話番号 0859-66-4807

※ このお知らせ票では、料金の支払はできません。